

大分市自治基本条例検討委員会
第8回市民部会

平成22年5月14日(金) 13時30分から
大分市役所 議会棟3階 第4委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 条文案の検討について

(2) その他



市民部会 条文検討経過

大分市自治基本条例検討委員会市民部会

大分市企画部企画課

修正した案のうち

赤字は、部会の意見により修正をした箇所

青字は、事務局案（一例）を採用した箇所

1. 市民の定義

【部会意見】

- ・大分市に住んでいる人、働く人、学ぶ人を市民とし、事業者や地域活動団体等も含む。
- ・札幌市の条文（「札幌市自治基本条例」第2条）が本部会の考え方に似ている。
- ・熊本市の条文（「熊本市自治基本所例」第2条）が分かりやすい。
- ・札幌市と熊本市の考え方をあわせた形で、案を作成する。

部会第1案（H22.3.29「第6回部会」）

（定義）

市民 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者

ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人その他の団体（以下「事業者、地域活動団体等」という。）

【第1案の考え方等】

- ・市民部会の「住んでいる人、働く人、学ぶ人全てを広く市民として捉え、事業者等についても働く人に含む」という意見と、理念部会の「市民は限りなく広い範囲で捉える」という意見は、同じものであるとの判断から、熊本市の条文を参考にしながら第1案とした。

【第1案の課題等】

- ・「ア・イ・ウ」とするか、一文にまとめるか。
- ・「本市の区域内」とするか「市内」とするか。

事務局案（一例）（H22.3.29「第6回部会」提出）

（定義）

市民 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者

ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域活動団体等」という。）

【事務局案（一例）の考え方等】

- ・市民部会の意見を参考に、広く市民として捉えられるようにした。
- ・アは、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、実態として本市の区域内に生活の本拠を有する個人を意味する。
- ・イは、本市の区域内に所在する事務所や事業所で継続的に勤務する個人、又は本市の区域内に所在する幼稚園・小学校・中学校・高校・大学等に在学し通学する個人を意味する。
- ・イにより、本市以外から通勤又は通学する個人についても、市民と位置付けることとした。
- ・ウは、本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人事業者及び法人、自治会、NPO、市民活動団体、文化・体育等の各種団体を意味する。

【第1案と事務局案に対する部会意見】

- ・「ア・イ・ウ」とするほうが分かりやすい。
- ・「市内」とするほうが分かりやすい。

部会第2案（H22.4.15「第7回部会」）

（定義）

市民 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域活動団体等」という。）

【第2案の考え方等】

- ・部会意見を反映し、「本市の区域内」を「市内」に改めた。

【第2案の課題等】

- ・今後、理念部会の議論に委ねながらも、市民部会の考えを伝えていく必要がある。

【その他】

- ・「市民部会」が提案した「市民の定義(案)」については、「第7回理念部会(H22.4.20)」において了解の方向で確認された。

2. 市民の権利

【部会意見】

- ・安心・安全・快適に暮らす権利が大前提である。
- ・市の情報を得る権利、市民参画をする権利、市のサービスを受ける権利などが考えられる。
- ・個人情報保護も権利の一つと考えるが、慎重な取扱いをする。
- ・札幌市の「市民の権利」(札幌市自治基本条例第6条、第7条)が本部会の考え方に近い。
- ・「安心、安全、快適に暮らす権利を有する」ことが大前提なので、第1項に入れる。
- ・第2項、第3項は札幌市の「まちづくりに参加する権利」(札幌市自治基本条例第6条)と「市政の情報を知る権利」(札幌市自治基本条例第7条)を入れる。
- ・北九州市の「子どもの権利」の第1項(北九州市自治基本条例案)を是非入れたい。

部会第1案(H22.3.29「第6回部会」)

(市民の権利)

- 1 市民は、安心、安全、快適に暮らす権利を有する。
- 2 市民は、まちづくりに参画する権利を有する。
- 3 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求める権利を有する。

(子どもの権利)

- 1 子どもは、市民の一員として、それぞれの年齢に応じて自治を担う権利を有する。

【第1案の考え方等】

- ・札幌市の条文を参考にしながら、1項に「安心、安全、快適に暮らす権利」を追加した。
- ・「参加」を「参画」にしたのは、「市民参加・まちづくり部会」から出た、「参加」よりも一歩進んだ「参画」を使いたいという意見を取り入れた。
- ・「子どもの権利」については、主語が「子ども」に限定されるため、(条)を分けて別出しにした。

【第1案の課題等】

- ・「責務」と対比したときに、「行政サービスを受ける権利」を入れなくて良いか。
- ・「安心・安全・快適に暮らす権利」は、市民を広く捉えたときに、市外の人をどう担保するか。
- ・「子どもの権利」は、市民の権利とダブるようになるが、取扱いをどうするか。
- ・子供が担う自治とはどういうものがあるか。

事務局案（一例）（H22.3.29「第6回部会」提出）

（市民の権利）

- 1 市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。
- 2 市民は、まちづくりに参画する権利を有する。
- 3 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求める権利を有する。

（子どもの権利）

- 1 子どもは、市民の一員として、それぞれの年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。
- 2 子どもには、本市の自治を担う市民として健やかに育成される環境が与えられなければならない。

【事務局案（一例）の考え方等】

（市民の権利）

- ・市民の権利は、市民が当然に有している権利であり、一定のルールの下に行使できるものであるが、中でも第2項、第3項を行使しないことにより、いかなる差別を受けるものではない。
- ・第1項は、本市で生活又は活動を行う上で、何事にも安心して安全かつ快適に過ごせるように求める権利を示したものである。
- ・第2項は、本市のまちづくりを推進するために、市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価、見直しの各段階における意思形成にかかわる権利をいうものである。
- ・第3項は、市民がまちづくりに参画し、協働するための前提となる「知る権利」を保障し、本市が保有する情報の公開について請求し又は提供を求める権利をいうものである。

（子どもの権利）

- ・子どもの権利は、市民の権利では年齢的に行使が難しいと思われるものを、別に規定したものであり、将来の大分市を担う人材として育つ権利を保障したものである。
- ・第1項は、子どもも市民の一員であることを認識し、まちづくりに対してその年齢に応じた参画ができることを示したものである。
- ・第2項は、将来の大分市を担う市民として、健全に育つ環境が与えられることを保障したものである。

【第1案と事務局案に対する部会意見】

（市民の権利）

- ・「行政サービスを受ける権利」を入れた方が良い。
- ・「まちづくりに参画する権利」は、「まちづくりに参画することができる」とした方が良い。
- ・「公開又は提供を求める権利」は、「公開又は提供を求めることができる」とした方が良い。

(子どもの権利)

- ・「健やかに育成される」は、「健やかに育つ」の方が良い。
- ・「自治を担う市民として」は、「将来の大分市を担う市民として」の方が良い。
- ・どこまでが子どもなのかということを考えておく必要がある。

部会第2案（H22.4.15「第7回部会」）

(市民の権利)

- 1 市民は、安心、安全、快適に暮らす権利を有する。
- 2 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。
- 3 市民は、まちづくりに参画することができる。
- 4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

(子どもの権利)

- 1 子どもは、市民の一員として、それぞれの年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。
- 2 子どもには、将来の大分市を担う市民として健やかに育つ環境が与えられなければならない。

【第2案の考え方等】

(市民の権利)

- ・部会意見を反映し、2項に「サービスを受ける権利」を加えた。
- ・部会意見を反映し、3項、4項については文末を「できる」とした。

(子どもの権利)

- ・部会の意見により、1項は事務局案（一例）を採用した。
- ・2項として、事務局案（一例）をベースに、「本市の自治を担う市民」を「将来の大分市を担う市民」とし、「健やかに育成される」を「健やかに育つ」とした。

【第2案の課題等】

(市民の権利)

- ・1項は、市外居住者であり通勤又は通学する市民から見たときに、「安心、安全、快適に暮らす権利」とは、どのようなものを議論しておく必要があるのではないか。
- ・「快適に暮らす権利を有する」というのは、市民がただ権利を与えられるイメージとなるので、もう少し自助努力を促すような文言が良いのではないか。

(子どもの権利)

- ・「それぞれの年齢に応じたまちづくり」の具体的な姿を想像しておく必要があるのではないか。
- ・「子ども」を定義しないまでも、範囲を議論しておいた方が良いのではないか。

【第2案に対する部会意見】

(市民の権利)

- ・「快適に暮らす権利」となると、保障的なものの意味が出てくると同時に、要求するような意味合いが強くなる。
- ・事務局案のように「求めていく」というふうにすると、自助努力も入ってくる。
- ・「**安心で安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。**」に変更する。
- ・市外から働きに来る人及び学びに来る人から見た、「安心で安全かつ快適な生活を求めていく権利」というのは、大分市にきている時間帯の中で、そういった生活環境を求めていく権利という考え方で良い。

(子どもの権利)

- ・議会において「子どもに関する条例」を検討中であるが、現在の部会案である(子どもの権利)部分を、お互いに尊重しなければならないようなことも含めて、「子どもに関する条例」で謳わせてもらえないか。
- ・基本条例なので「子ども」を別出しにするのではなく、「市民の権利」の中で謳えば良いのではないか。
- ・「**子どもの権利**」というタイトルをなくし、「市民の権利」の第5項、第6項として入れ込む。
- ・あまり縛りを入れられないという意味でも、「将来の大分市を担う」という言葉ははずした方が良いのではないか。
- ・「地域コミュニティ」の中で、大分市の市民として育った子どもは、将来に亘っても大分市のことを考えてほしいという意味でもあった方が良いのではないか。
- ・「将来の大分市」よりも「地域社会」とした方が良いのではないか。
- ・「**将来の大分市**」を「**地域社会**」に変える。
- ・子どもの範囲の捉え方として、第1項は「参政権がないなど、まちづくりへの参画が完全に行えない子どものイメージ」などが考えられる。
- ・第2項は、「自分で育っていく環境をコントロールできない子どものイメージ」などが考えられる。

部会第3案(H22.5.14「第8回部会」)

(市民の権利)

- 1 市民は、**安心で安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。**
- 2 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。
- 3 市民は、まちづくりに参画することができる。
- 4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。
- 5 子どもは、市民の一員として、それぞれの年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。
- 6 子どもには、**地域社会**を担う市民として健やかに育つ環境が与えられなければならない。

【第3案の考え方等】

- ・第1項は、事務局からの提案について、部会のご理解により文言を事務局（一例）の内容に変更させていただいた。
- ・第5項、第6項は、部会の意見により、（子どもの権利）の項目をなくし、（市民の権利）の中の項とした。
- ・第6項の「将来の大分市を担う」は、必ずしもすべての子供が「将来の大分市を担う」とは限らないとの部会意見により、「地域社会を担う」とした。

【第3案の課題等】

- ・第6項の「地域社会」の意味は、「ある一定の地域に住む人々から成る社会。地縁社会。（三省堂 大辞林より）」、「地縁関係に基づく集団が形成する、仕組みや関係性の総体。（Wikipediaより）」とあるが、意図するものとのずれはないか。
- ・第3項「市民は、まちづくりに参画することができる。」の一つとして、第5項の「子どもは、…」があると考えますので、第3項、第5項の並びでは、関係が分かりにくいのではないかと考えられます。

【その他】

- ・「理念部会」から、（子どもに関する権利）の条文案が提示されましたので、参考として意見をいただきたい。（別紙1）
- ・「法制室」から、子どもの定義等についての資料をいただいたので、参考としていただきたい。（別紙2）

3 . 市民の責務

【部会意見】

- ・ 権利に対して、応分の負担を負うことが求められる。
- ・ 宇都宮市の条文（宇都宮市自治基本条例第5条）が、本部会の意見と一致する。
- ・ 熊本市の条文（熊本市自治基本条例第6条）は分かりやすい。
- ・ 熊本市の条文を引用しながら、「市民は、自治の主体であることを認識」する一文を入れる。
- ・ 熊本市の条文に続けて、宇都宮市の第2項を入れる。
- ・（事業者の責務）は、別出しにせず、（市民の責務）の2項として、札幌市の条文（札幌市自治基本条例第9条）を参考に入れる。
- ・ 地域の活動に事業者等が参加しやすくなるような体制が盛り込めると良い。
- ・ 地域コミュニティとして、大人から子どもへと引き継いでいく継続性が大事である。

部会第1案（H22.3.29「第6回部会」）

（市民の責務）

- 1 市民は、自治の主体であることを認識するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を負う。
 - （1）市政・まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。
 - （2）市政・まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。
 - （3）行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。
- 2 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

【第1案の考え方等】

- ・ 1項は、熊本市の条文を参考にしながら、前半を札幌市の第2項の前半「自治の主体であることを認識するとともに」を参考に入れた。
- ・ 2項に、事業者の責務として札幌市の条文を追加した。

【第1案の課題等】

- ・ 「自助・共助・公助」の視点を、宇都宮市の第5条第1項を参考に市民の責務として入れ込んでどうか。
- ・ 1項2号3号は、「市政・まちづくり」としているが、どう違うのかを検討したうえで、整理する必要があるのではないか。

事務局案（一例）（H22.3.29「第6回部会」提出）

（市民の責務）

- 1 市民は、自治の基本理念を実現するため、自治の主体であることを認識し、次に掲げる責務を果たすものとする。
 - （1）互いに権利を尊重し、理解し、及び協力してまちづくりに参画する（取り組む）よう努めること。
 - （2）まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。
 - （3）市政運営に伴う負担を分担すること。
- 2 事業者、地域活動団体等は、その社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

【事務局案（一例）の考え方等】

- ・第1項は、市民が自治の主体としての権利を行使するにあたり、果たすべき内容を責務として定めたものである。
- ・第1号は、まちづくりに参画する場合に、お互いが持つ権利を尊重し、理解した上で、協力をしながら取り組んでいくよう努めることを定めたものである。
- ・第2号は、まちづくりに参画する権利を行使する場合に、自らの発言と行動に責任を持たなければならないことを定めたものである。
- ・第3号は、市民が権利を行使する際に発生する金銭的な負担や、本市のまちづくりに参画する際の労力等を分担する責務があることを定めたものである。
- ・第2項は、市民の一員である事業者、地域活動団体等が、それぞれの所在地域においての社会的責任を認識するとともに、その地域社会との調和を図ることで、地域のまちづくりや本市のまちづくりの推進に貢献するように努めることを定めたものである。

【第1案と事務局案に対する部会意見】

- ・1項の（1）として、事務局案（一例）の「互いに権利を尊重し、理解し、及び協力してまちづくりに参画する（取り組む）よう努めること。」を入れた方が良い。以降、（2）（3）（4）と繰り下げる。
- ・1項の（1）（2）は、「市政・まちづくり」という出だしになっているが、「まちづくり」で良い。
- ・「コミュニティの形成」は、市民から見た内容のものと、行政から見た支援する内容のものが必要である。
- ・「コミュニティの形成」は、自治会から見ても大きな問題であるので、責務の中に一項目あっても良いのではないか。

部会第2案（H22.4.15「第7回部会」）

（市民の責務）

- 1 市民は、自治の主体であることを認識するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を負う。
 - （1）まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。
 - （2）互いに権利を尊重し、理解し、及び協力してまちづくりに取り組むよう努めること。
 - （3）地域コミュニティへの参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題解決に向けた行動に努めること。
 - （4）まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。
 - （5）行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。
- 2 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

【第2案の考え方等】

- ・部会意見は、1項1号に事務局案（一例）の1項1号を挿入するとのことであったが、この条文は共助であることから、市民の責務としては、まず、自分で出来ることを優先とし、次に協力して行うことの順番が良いと判断し、2号に挿入した。
- ・第1案1項1号、2号の「市政・まちづくり」を「まちづくり」とし、2号を4号に変更した。
- ・部会意見を参考に、1項3号として、地域コミュニティに関わる責務を追加した。
- ・以上のことから、1号「自助に関すること」、2号・3号「共助に関すること」、4号「責任を持つこと」、5号「負担を負うこと」の流れとした。

【第2案の課題等】

- ・「地域コミュニティ」の内容と条項の配置はこれで良いか。
- ・「市民の責務」に「地域コミュニティ」が入る場合、見た目として重さが出てくるように考えられるが良いか。
- ・「地域コミュニティ」の観点は、市民から見たものと行政から見たものが必要であるが、両方を併せて他の部会で項目立てして謳う方が目に映るということは考えられないか。
- ・（2）と（3）は、両方とも共助であるので、仮に（3）を他部会で盛り込めば、重複感が解消されるのではないか。
- ・（5）行政サービスに伴う市税等、の「市税等」は、労力なども含まれていると考えられるが、市税が前面に出ることで、金銭的な負担ばかりが目立つイメージとなるため、例えば、事務局案（一例）のように広く言い表すことは出来ないか。
- ・（子どもの権利）に対応した（市民の責務）として、「大人は、将来を担っていく立派な市民となるように、責任を持って子どもを育てる責務」のような項目が必要で

はないか。

【第2案に対する部会意見】

- ・「子どもの権利」に対応して、大人が責任を持って子どもを育てる責務のような内容を入れたほうが良い。
- ・第3項に「子どもの権利」に対応した責務を入れるように検討する。
- ・第1項第5号の「市税等」は、責任としてはっきり謳った方が良い。
- ・「自分が払った税金に見合った行政サービスは受けていない」ということになる可能性も考えられるので、「市税」を明記することについては検討が必要である。

【その他】

- ・「理念部会」から、(子どもに関する義務)の条文案が提示されましたので、参考として意見をいただきたい。(別紙1)

子どもに関する条文 1 (学び)

わたし達は一人ひとりが、わたし達の未来を築く子ども達の育成に誇りと喜びを感じつつ、子ども達が発達段階に応じて、進んで学び成長していける環境の実現に向けて努力します。

子どもに関する条文 2 (権利)

わたし達は「子どもの権利に関する条約」に規定されている子どもの権利を尊重し、家庭と地域、行政がそれぞれの立場で協力しながら、子どもが進んで学び、健やかに成長していけるよう努めます。

子どもに関する条文 3 (義務)

わたし達は子どもがひとりの人間として、その権利を尊重され、子どもたち一人ひとりが、自己を大切にし、他者を尊ぶことの大切さを学ぶことのできる社会の実現に努めます。

「子ども」の定義について

法令による「子ども」の定義

全法令中「子ども」の用語を使用しているものは 48件

うち「子ども」の年齢を定義しているもの 2件

法令による「児童」の定義

全法令中「児童」の用語を使用しているものは 671件

うち「児童」の年齢を定義しているもの 9件

いずれも現行法令 CD(ぎょうせい)の検索による調査結果

(児童の年齢を定義した例)

児童福祉法 満十八歳に満たない者

児童の権利に関する条約 十八歳未満のすべての者

児童手当法

十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に

ある者

道路交通法 六歳以上十三歳未満の者

母子及び寡婦福祉法 二十歳に満たない者

(平成14年の一部改正前は、「児童(二十歳を超えるものを含む)」という規定もあった。)

(「子ども」を使用した法令の例)

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。